

一般質問者一覧表 第1回市議会定例会
平成30年6月12日、13日開議

質問日	平成30年 6月12日 (火)			質問方式	分割方式		
質問順位	1	会派名	日本共産党浜松市議団	議席番号	8	氏名	小黒 啓子
表 題		質 問 内 容				答弁者の職名	
1	市長の政治認識を問う	<p>森友・加計問題公文書改ざん、自衛隊日報隠ぺい、裁量労働制のデータねつ造と、国会では混乱した状況が続 き、まさに、国政を私物化した安倍政権に国民から大きな批判が噴出し、行政に対する不信感が募っている。この ような現状のもと、本市においても市民から不信を抱かれないようにすべきであると考えるが、今回の事態に ついて市長はどのように感じ、認識しているか、また、 今後の市政運営にどのように取り組んでいくか考えを 伺う。</p>				鈴木市長	
2	地下水転換による水道事業への影響と対策について	<p>平成26年7月に施行された水循環基本法では、水は生命の源であり、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。しかし、近年の都市部への人口集中や産業構造の変化、地球温暖化などが水循環に変化を生じさせていることから、健全な水循環を維持、回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠としている。</p> <p>本市では水道事業給水区域においても、地下水を利用する事業者が増えていると聞かすが、利用状況とそれが及ぼす影響、また今後、どのような対策を講じていくのか伺う。</p>				寺田水道事業及び下水道事業管理者	
3	水道事業へのコンセッション導入について	<p>市は本市の水道事業について民間委託化等経営改革を進め、水道料金は低く、企業債残高は減少し一定水準の留保資金を保持し、安定した経営状況にあるとの分析をしている。</p> <p>しかし、「世界で一番企業が活躍できる国」を目指すとする安倍成長戦略と軌を一にするかの如く、官民連携を旗印に国内で最も前のめりに水道事業のコンセッション化を進めている。</p> <p>本年2月に「浜松市水道事業へのコンセッション導入可能性調査業務報告書」が公表されたが、命の水は公営で運営することを求め、以下、コンセッションの必要性と問題点について伺う。</p>				寺田水道事業及び下水道事業管理者	
	(1) 人口減少による料金収入の減について	<p>(1) 本年2月に策定された「浜松市水道事業アセットマネジメント計画」では給水人口・有収水量の減少を踏まえた水道料金収入の減少を想定しているが、この財政シミュレーションの人口推計について適正に試算されているかどうか伺う。また、水道ビジョンに記載されている料金回収率は正確なものであるか伺う。</p>					

※二重線は、分割方式を選択した場合の分割箇所を示すものです。

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>(2) 遠州広域水道について</p> <p>(3) V F M 3 ～ 4 %の削減効果について</p> <p>(4) リスク分担について</p> <p>(5) 運営権者の撤退について</p>	<p>(2) 平成21年度から太田川水系の水を追加契約した遠州広域水道で、実際には使用されない未使用分の料金が平成28年度では年間で約9億円に上っている。この間の無駄な受水費の支払いについて、市民へ負担をかけ続けてきたことをどのように考えているか伺う。</p> <p>また、平成31年度に料金見直しを予定しているとしていますが、そこで改定される料金をシミュレーションに反映させるべきと考えるがどうか伺う。</p> <p>(3) 事業範囲に管路を含めた場合のコンセッションではわずか3～4%の費用削減効果であるが、コンセッションが有効であるとしている根拠を伺う。また、このV F Mを料金改定幅の低減に充てた場合、値上げ幅46%を7ポイント程度下げることができるとしているが、現在の水道料金を2116円とした場合、公営とコンセッション方式との25年後の違いは、わずか148円である。これをどのように考えているか伺う。</p> <p>(4) 調査報告書では様々な事態を想定して市と運営権者とのリスク分担を示している。そこで以下3点について、正当性があるか、市民に理解してもらえるか、何故このような分担になっているか伺う。</p> <p>ア 運営権者の解散、破たん等で違約金や損害等が発生した場合は運営権者の負担であるが、事後対策は市が当たることから一部市がリスクを負うこと。</p> <p>イ 運営権者の発注選別や過度のコスト削減で、地元事業者の経営が悪化した場合、地元業者への発注を義務付けることができないため市がリスクを負うこと。</p> <p>ウ 料金改定が議会で否決された場合、市の事情によるため、市がリスクを負うこと。</p> <p>(5) 調査報告書では職員数について運営権者に退職派遣させている職員を含めて38人工のみであり、たとえ直営に戻すとしても、現在の150人工規模までに復活させるのは、現実、不可能であるとしている。また、財産の帰属についても、現在市が行っている運営方法での直営への移行は不可能としているが、運営権者の突然の撤退などがあった場合、市民の命の水が守られなくなると考えるがどうか伺う。</p>	
<p>4 放課後児童会の充実に向けて</p>	<p>本市における放課後児童会のあり方について、補助方式と委託方式が混在しており、平成30年度以降、順次委託方式へ統一していくとしているが進捗状況を伺う。</p> <p>また、本市では待機児童が発生している地域などにおいて、独自に定めた類似放課後児童クラブがある。そこへの補助金額等については、国の基準額を参考としているが、多様なニーズに応え、独自の事業運営をしていること等から市としての支援のあり方を検討するつもりはないか伺う。</p>	<p>伊熊学校教育 部長</p>

表 題	質 問 内 容	答弁者の職名
<p>5 福祉避難所について</p> <p>(1) マニュアルの見直しについて</p> <p>(2) 整備等の状況について</p> <p>(3) 福祉避難所の公表について</p>	<p>内閣府では平成28年4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を公表し、平時における取り組みなくして災害時の緊急対応を行うことは不可能であるという認識から、市町村を中心とした平時からの取り組みを進めることを求めている。それにより、福祉避難所に対する理解が進み、福祉避難所の確保・設置が推進され、災害時に配慮を要する被災者へのよりよい対応ができると考える。そこで、以下質問する。</p> <p>(1) 本市における福祉避難所の指定及び開設・運営マニュアルの見直しの進捗状況を伺う。</p> <p>(2) ガイドラインでは市町村は、施設管理者と連携し当該施設が福祉避難所として機能するための必要な整備を行うとしている。要配慮者に対して円滑な情報伝達ができる多様な情報伝達手段や、物資、機材の確保、また、概ね要援護者10人に対して1人の生活相談員を確保することについて、どのような状況か伺う。</p> <p>(3) ガイドラインでは市町村はあらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知するとある。政令市20市中、15市ではすでに福祉避難所を公表しており、本市においても、福祉避難所の目的も含め公表していくことで、地域住民の理解と協力を得ることができるがどうか伺う。</p> <p>また、障害の種別によっては事前の周知が必要と考えるがどうか伺う。</p>	<p>朝月健康福祉部長</p>